

タイトル	構造改革特別区域と北海道：南幌町「企業立地促進特区」を素材として(『北海道における発展条件の創出に関する研究-開発庁統廃合後における地域再生政策の検討』(II))
著者	佐藤，克廣
引用	開発論集，78：17-46
発行日	2006-08-31

構造改革特別区域と北海道

—— 南幌町「企業立地促進特区」を素材として ——

佐 藤 克 廣*

目 次

はじめに

1. 構造改革特区の概要
2. 北海道内における構造改革特区
3. 南幌町「企業立地促進特区」
4. 構造改革特区の意義

はじめに

本稿では、南幌町が申請し、認可された構造改革特別区域計画「企業立地促進特区」を題材に、構造改革特区¹⁾の意義と課題を検討することを目的とする。南幌町が2002年に申請し、2003年度から実施されている「企業立地促進特区」は、土地開発公社が所有する「南幌工業団地」の分譲地を借地借家法第24条による事業用借地として定期借地を行うことを認める特区である。従来、土地開発公社の分譲地は、「分譲」を前提として開発されたものとして「借地」として賃貸することはできなかったものを、特区申請により定期借地を行うことを認められたものである。

後述のように構造改革特区は、2002年4月24日に経済財政諮問会議での当時の平沼経済産業大臣他の提案により、総合規制改革会議で具体的な検討が開始されたものである。その後、同年9月に構造改革特区担当大臣として鴻池祥肇参議院議員が任命され、12月に

は「構造改革特別区域法」が成立している。

国の法律に基づく政策であるから、最終目的は国民生活の向上及び国民経済の発展を目指すものと言えるが、地方自治体にとっては、構造改革特区は、地域の住民生活の向上や地域の経済発展を目指すものとなっている。また、その際、従来の中央集権型ではなく、地域の自主性を最大限尊重するとしているところが大きな特徴であると言える。

本稿では、こうした特性を持った構造改革特区が、特に北海道においてどのように活用され、地域に何をもたらしているのかについて、その一端を探ることを目的としている。

1. 構造改革特区の概要

(1) 構造改革特区とは

構造改革特別区域法は、第一条で、「地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発

* (さとう かつひろ) 開発研究所研究員、北海学園大学法学部教授

展に寄与すること」を直接の目的としている²⁾。

この法の目的からは、構造改革特区が、

- ①地方自治体の自発性を最大限尊重する、
- ②構造改革特別区域について特性に応じた規制の特例措置（緩和）を講ずる、
- ③当該規制緩和によって地方自治体が特定の事業を実施又は実施を促進する、
- ④それにより経済社会の構造改革を推進する、
- ⑤加えて地域の活性化を図る、
- ⑥最終的には国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与する、

という制度であるということが読み取れる。

また、制度発足当初の担当者によれば、構造改革特区制度の意義は、次のような点にあるとされている³⁾。

- ①日本経済の活性化のためには、規制改革により民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。
- ②一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。
- ③しかし、全国的な規制改革の実施は、各種の事情により進展が遅い分野がある。
- ④そのため、地方自治体や民間事業者等の自発的立案により、
- ⑤地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、
- ⑥当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることができるようにする。

したがって、国があらかじめモデルを示し

たり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待せず、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことによって、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待されているとされ、また、そうした独創的構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていく、とされている⁴⁾。

地方自治体等が提案することが期待されている特区構想の目標は、「特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現する」ものであること、及び「地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげる」ものであること、であるとされている⁵⁾。

このように、法律の目的や特区制度を担当する内閣府の担当官によれば、構造改革特区制度の目標は、経済規制の改革、特に規制の緩和を、地域的にかつ構造的に行うことによって、日本全体の経済の活性化につなげるものとなっている。しかし、実際に地方自治体から提案され採択されたものの中には、地方自治や地方分権に関わる事項をも改革の対象としているものが少なからず存在しているとされている⁶⁾。

また、構造改革特別区域法は、附則第二条で「政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、2007 年末までには制度の見直しを含めた論議が行われる見通しである⁷⁾。

構造改革特区の目指す方向の概要は、内閣府経済社会総合研究所の「わがまち元気」⁹⁾の説明によれば、これまでの国から地域への上意下達の構造から、地域の人々の自主・自立と知恵と工夫による活性化への意識を変化させるところに特徴があるとされている（図1参照）。

構造改革特区の基本的な手続きは、概略以下の通りである⁹⁾。自治体などが年2回の受付期間に、内閣官房構造改革特区推進室に「提案」を行い、特区推進室が各府省庁に検討を要請する「協議」が行われる。その回答を待つて、場合によっては、再検討、再々検討が要請される。協議の結果各府省から特区として実現するとされた特例措置提案は、事項名・根拠法令・概要・所管省庁が明記された「構造改革特区の第〇次提案に対する政府の対応方針」の別表1に掲載され、必要な法令等の改正を待つことになる。改正自体は所管府省庁によって行われることになる。法律レベルの改正は、個別法の改正ではなく、「〇〇法の特例」という形式で構造改革特別区域法の条文に盛り込まれて改正が行われる。

関係法令等が整備されると構造改革特別区

域基本方針別表1に当該特例措置提案が追加される。これを「メニュー化」と呼んでいる。利用可能になった特例措置提案は、構造改革特別区域法では「規制の特例措置」と呼ばれている。

メニュー化された特例措置に対する「認定申請」は内閣府構造改革特区担当室で年3回受け付けられている。提案は、自治体以外でも行うことができるが、申請を行うことができるのは自治体に限定されている。自治体からは「特区計画」が申請され、これには複数の特例措置を含むことができる。

申請された特区計画は、①基本方針に適合するものであること、②期待される経済的社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていること、③円滑かつ確実に実施されると見込まれること、という3基準に照らして審査され、基準に合っており、所管府省庁の同意を得たものについては、特区として正式に「認定」される。審査プロセスは形式的なものであり、申請されながら認定にいたらなかった計画はこれまでは存在しない¹⁰⁾。

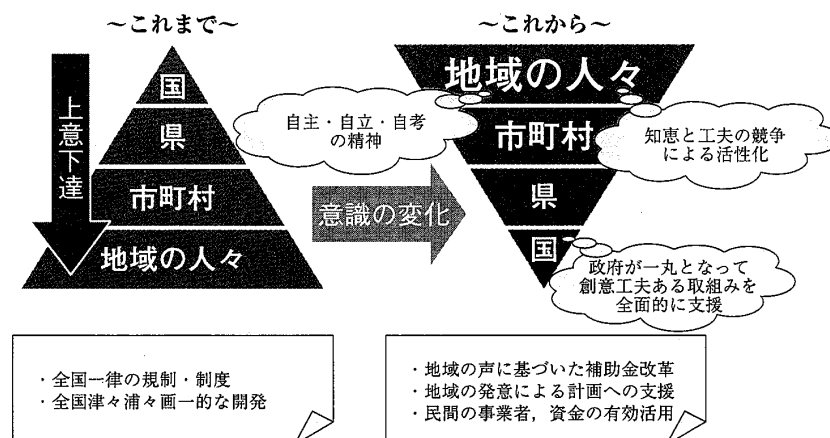


図1 構造改革特別区域計画の特徴

出典：内閣府経済社会総合研究所「わがまち元気」ホームページ

(2) 構造改革特区導入までの経緯

構造改革特区導入決定までの経緯は、概ね以下のようになっている¹¹⁾。

構造改革特区は、経済財政諮問会議の議を経て、2002年6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2002」において内閣として導入が決定されたものである。

「特区」という言い方は、2002年2月25日の同会議のヒアリングにおいて、当時内閣府客員主任研究官だった太田弘子によって「規制緩和特区」として言及されている¹²⁾。また、2002年3月15日の第7回経済財政諮問会議に提出された『平沼議員提出資料』にも「自治体が規制制度・税財源の自律的選択を可能とする制度への転換。自治体による規制緩和と助成策などからなる『特区』的手法の検討」という文言が見られる¹³⁾。

なお、「構造改革特区」という名称は、同日の経済財政諮問会議において民間議員から提出された『経済活性化戦略の実施案』に見られる文言である。この案では、「6. 構造改革特区の設置」として「規制改革を大幅に進めて、地域経済活性化の実験を進める構造改革特区を設置する。構造改革特区では、特定分野の規制が撤廃され、官の役割は縮小し、迅速かつ横断連携的な事業が実験的に進められることが期待される。」と記載され、具体事例として、「知的基盤発展（教育・技術）特区、都市再生特区・国際都市機能特区、地域クラスター・起業特区、雇用促進特区 等」が挙げられていた。

また、同年4月24日の第11回経済財政諮問会議に民間議員連名で『構造改革特区について』という資料が提出され、経済財政諮問

会議の本格的議論につながっていった。なお、この日は、平沼議員からも『「規制改革特区」構想について』が提出されている。この後、経済財政諮問会議で何度か議論があり、同年6月21日の第18回経済財政諮問会議に内閣総理大臣の諮問がなされ、それへの答申として、同日『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002』が総理に手交され、その中に「構造改革特区」が含まれることとなった¹⁴⁾。

この基本方針が6月25日に閣議決定された。閣議決定後、同年7月5日に内閣官房に「構造改革特区推進室」が設置された。また、7月23日には内閣府総合規制改革会議が『中間とりまとめ——経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革——』を公表し、第5章で「規制改革特区」の実現に向けた、基本理念、制度設計の方向、特区制度の推進方法、規制改革特区構想例などを示している¹⁵⁾。

同年7月26日には、内閣総理大臣を本部長とする「構造改革特区推進本部」が設置された。同日内閣官房構造改革特区推進室が「構造改革特区に関する『都道府県等に対する』説明会」を行い、この中で構造改革特区にかかる提案募集について説明がなされ¹⁶⁾、同日から8月30日まで、地方自治体や民間などからの第1次提案募集が行われた¹⁷⁾。9月20日には、構造改革特区推進本部が「構造改革特区推進のための基本方針」を決定している。また、10月10日には、同本部が「構造改革特区推進のためのプログラム」を決定し、具体的制度の骨格、特例措置を講ずることのできる規制やその要件、今後のスケジュールなどを定めた。このプログラムでは、構造改革特区を推進するための一本の法律の制定が提案されたほか、特区で実施する規制特例措置や、

全国において実施する規制改革項目が設定され、同日開催された経済財政諮問会議に『鴻池臨時議員提出資料』として提出された¹⁸⁾。

同年12月11日には、構造改革特別区域法案が国会で成立し、同月18日に「構造改革特別区域法」(平成十四年十二月十八日法律第百八十九号)として公布、施行(特区計画の認定など一部は2003年4月1日施行)された。これに伴い、同日内閣総理大臣を本部長とする「構造改革特別区域推進本部」が設置された。

2. 北海道内における構造改革特区

(1) 北海道における構造改革特区認定状況

表1に整理したように、北海道では2003年から2006年まで10回¹⁹⁾の構造改革特別区域認定で、合計101件の特区が認定されており、全国の847件に対して約11.9%を占めている。全体の件数では、47都道府県中最も多い数となっている。また、この間、特区で認められた規制緩和が法律改正により特区ではなくても可能になった〈全国化〉が行われており、北海道の特区でも合計10件が全国化により発展的に解消されている。このため、第10回認定時点での特区数は、北海道では91件であり、全国630件に対する割合は、14.4%となる。

しかし、認定件数101件のうち、64件は第9回(25件)と第10回(39件)に集中しており、それ以前の第8回(2005年7月)までの認定件数は37件であり、全国609件に対する割合は、6.1%に過ぎない。また、この回までの累計では、件数が最も多かった都道府県は長野県の41件であり、北海道は都道府県で

2番目の累計件数となっていた。

第9回、第10回が飛躍的に件数が増えているのは、セダン型乗用車による高齢者等の福祉輸送についての特区申請が認められたため、これを申請した市町村が飛躍的に増えたことが原因である。これを除いた、特区認定件数は、第9回が5件、第10回が4件である。

(2) 北海道の初期の構造改革特別区域計画

北海道における認定された構造改革特別区域計画の概要は、表2に示すとおりである。すでに触れたように、10回までの総計では、セダン型乗用車による高齢者等の福祉輸送特区の割合が圧倒的に多い。そのほかでは、IT関連、幼保一元化などに関連するものが件数が多い。ここでは、次章で取り上げる南幌町とほぼ同時に申請・認可が行われた第一回の認定特区について、簡単に概略をみている。そのほかの認定特区の概要は、表2を参照されたい。

表2にあるように、北海道においては、第一回の第一弾では石狩湾新港管理組合・小樽市・石狩市の特区が、第二弾では、南幌町その他、岩見沢市、稚内市、清水町の3件の特区が認定されている。

まず、第一弾の石狩湾新港管理組合の特区は、重量輸送物の重量制限の緩和を行うものである²⁰⁾。これにより、企業立地を促進しようとする特区である。しかし、重量制限の緩和が企業立地につながるかどうかはそれほど、明確ではないだろう。企業立地に対する重量制限緩和の寄与度はそれほど高くないと思われるからである。

岩見沢市の構造改革特区は、「空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの

表1 構造改革特別区域計画認定状況（第1回～第10回）

都道府県名	第1回	第2回	第3回	第4回	全国化	第5回	取消	第6回	第7回	全国化	第8回	全国化	第9回	全国化等	第10回	合計
北海道	5	3	4	8		6		3	5	-3	3	-7	25		39	91
青森県	2			1				2	3	-1	1	-1	1		2	10
岩手県	1		4	3				1		-1	1	-1			2	10
宮城県	2		1	4		2		3	4	-2	2	-4	2		2	16
秋田県			1	2		1		2	1	-1		-3			1	4
山形県	2			2		2		2	3		1	-2	1		4	15
福島県	2	1	1	2		1		3	1	-1	2	-4	3	-1	1	11
茨城県	2	2		5				1	1	-2	2	-2	4		11	24
栃木県		2				1		4	1	-1	2		1		2	12
群馬県	2			1		2		1	2		2	-2			1	9
埼玉県	5	1	5	1		2		1	2	-1	1		1	-1	1	18
千葉県	6	1	1			2		3	1	-2		-5	6		4	17
東京都	5	3	1	2				3	7	-1	4	-2	7		2	31
神奈川県	8	2	3	2		3	-1	3	1	-1	1	-5	1			17
新潟県	2	1		4		4		1	5	-4		-4	1		4	14
富山県			2	1		1		1				-3	1		3	6
石川県	2		1	3				2		-1	3	-3			1	8
福井県		1		4				1	1	-1		-2			2	6
山梨県	4	1	1			1		5		-1		-7			1	5
長野県	13	6	1	3		6		5	5	-2	2	-15	14		6	44
岐阜県	4	3	6	1	-1			4	2	-2	1	-5	3	-1	1	16
静岡県	2	1	1	1		2		2	1	-1		-4	3		2	10
愛知県	3	2	2	2	-1	1		4		-3	2	-3	3		3	15
三重県	1		3	3		6		2	2	-4		-5	2		1	11
滋賀県	1			1		1		1			1	-1				4
京都府	4	2	1	1	-1			2				-5	2		11	17
大阪府	5		2	1		1		3	4	-1	2	-2	2	-1	4	20
兵庫県	11	1	3	3	-1	5			3	-2		-6	2		3	22
奈良県		3	2	2				2	3	-2	3	-8				5
和歌山県	1		2	3				2			1	-4	1			6
鳥取県		1	1			1					3	-1			1	6
島根県				5		3		1	1		1	-4	3		1	11
岡山県	2	1	5	2	-1	4		3	1	-2		-9			1	7
広島県	3			2		1		1	1	-1	1		1		3	12
山口県	4			1	-1	1		2	1	-2		-2	1		1	6
徳島県	2	1		1	-1										2	5
香川県	2		3			1				-1	1	-3			1	4
愛媛県	1		2	1	-1			1			1	-1	4		2	10
高知県			2	1		1		2		-1		-1				4
福岡県	4	1	1					2	4		1		2		1	16
佐賀県			2			1		2				-2			1	4
長崎県			3	3		4			2	-1	1	-2				10
熊本県	2	4	1	1		2		3		-2	3	-2	3		1	16
大分県			2					2	2	-1	1	-3			1	4
宮崎県	1	1		1				1			1				3	8
鹿児島県		1	1	3		1		1	2			-5		-2	4	6
沖縄県		1		1					1						1	4
その他	1		1						1							3
合計	117	47	72	88	-8	70	-1	90	74	-52	51	-150	100	-6	138	630

出典：内閣府資料

表2 構造改革特区認定集計（北海道）

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第1弾	産業活性化関連	石狩湾新港管理組合・小樽市・石狩市	港湾物流特区	小樽市及び石狩市の区域の一部（石狩湾新港地域の一部分）	石狩湾新港地域内における立地企業と埠頭間の陸上輸送ロットを拡大することにより、原材料やリサイクル物資にかかる陸上輸送コスト等を低減し、海上輸送への輸送モードの円滑な切り替えを推進するとともに、同地域への企業立地を促進する。	・重量物輸送における重量制限の緩和	1205
第2弾	IT推進関連	岩見沢市	ITビジネス特区	岩見沢市の全域	優れたITビジネス環境を創造するため、5GHz帯無線アクセスシステムの導入など地域IT基盤のさらなる高度化を推進するとともに、IT関連企業の集積など民間活力を主体とした地域産業構造の抜本的な改革による経済活動の活性化を目指す。	・5GHz帯無線アクセスシステムにおける空中線利得増大の容認 ・電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用の容認	405, 406
第2弾	国際物流関連	稚内市	国際交流特区	稚内港臨港地区	稚内市は、ロシア連邦サハリン州に最も近い都市として、活ガニをはじめとする水産物などの輸入に加え、サハリン大陸棚石油・ガス開発事業に係る後方支援基地としての機能強化や国際フェリーターミナル整備及び日ロ定期航路の運航維持など国際交通網の充実を図りながら、海に開かれた賑わいある国際交流都市の形成をめざす。	・臨時開庁手数料の軽減 ・税関の執務時間外における通関体制の整備	701, 702
第2弾	産業活性化関連	南幌町	企業立地促進特区	北海道空知郡南幌町の区域の一部（南幌工業団地）	札幌市及び新千歳空港に近接し、更に石狩湾新港・苫小牧港のほぼ中間に位置しているという地理的条件に恵まれている地域特性から、町有工業団地の有効活用により、道央圏の新たな物流基地として効率的で信頼性の高い物流ネットワークを構築し、地域経済の活性化を図る。	・土地開発公社造成地の賃貸の容認	403
第2弾	教育関連	清水町	文化のまちの心の教育特区	北海道上川郡清水町の全域	文化のまち第九のまちという特性を生かし「豊かな心」を育む教育活動の充実を図っていくため、小学校低学年における学級編制について20人規模を基準とし、新たな学級編制に伴い任用する教員の給与を町費で負担することにより、きめ細かな指導を通じた学校生活への円滑な適応と基礎学力の定着とともに、子供たちの心の教育の充実に寄与する少人数学級を実現する。	・市町村負担教職員任用の容認	810
第2回	環境・まちづくり分野	釧路市・白糠町	釧路・白糠次世代エネルギー特区	釧路市及び北海道白糠郡白糠町の全域	釧路・白糠工業団地に建設中であるジメテルエーテル（DME）実証プラントにおける実験を促進し、我が国のエネルギー政策への貢献とともに、地域経済の活性化を図るため、特区において、DME試験研究施設の変更手続きを簡素化する特例の導入等により、実証プラントの利用実験を容易かつ有利に実施できる条件を整備するとともに、DMEの研究・供給拠点の形成を図る。	・ジメテルエーテル試験研究施設の変更工事の簡素化	1107
第2回	産学連携分野	北海道・札幌市	さっぽろベンチャー創出特区	札幌市の全域	北海道大学をはじめとする優れた研究機関の集積を生かして、外国人研究者の受入促進や産学官連携による研究開発の促進のための規制の特例を導入し、大学や研究機関の研究成果を活用したベンチャー企業など新産業の創出を促進し、研究開発から事業化まで一貫した取り組みを推進するリサーチ&ビジネスパークの形成を図るとともに、既存産業の高度化と新たな産業創出による重層的な産業基盤を構築する。	・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認 ・外国人研究者受入れ促進 ・外国人研究者受入れ促進 ・外国人の入国、在留申請の優先処理 ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化 ・国有施設等の廉価使用の拡大	201, 202, 501, 502, 503, 504, 704, 705, 813, 814, 815

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第2回	産学連携分野	函館市	マリン・フロンティア科学技術研究特区	函館市の全域	太平洋、津軽海峡、日本海という性質の異なる三つの海に囲まれた函館市において、北海道大学水産学部などの水産・海洋に関する学術・研究機関や水産業をはじめとする独特な産業が集積している地域の特性を活かした「函館国際水産・海洋都市構想」を推進するため、科学技術研究に関わる規制の特例を導入し、研究環境の向上や産学官連携の強化を促し、国際的な水産・海洋に関する学術・研究都市の形成を図る。	・外国人研究者受入れ促進 ・外国人の入国、在留申請の優先処理 ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化 ・国有施設等の廉価使用の拡大	501, 502, 503, 504, 704, 705, 813, 815
第3回	農業関連	千歳市	農村再生特区	千歳市の区域の一部(駒里地域)	駒里地域では、高齢化と後継者不足による離農が進んでおり、遊休農地が将来増加すると見込まれ、地域活力の低下が懸念されている。このため、農地の権利取得後の下限面積要件を現行の2haから10aに緩和し、農業に参入しやすい環境を整えることにより、新規就農者の誘致を積極的に推進し、遊休農地を解消しながら、新しい農業者と一体となって地域の活性化に取り組み、活力ある農村地域として再生することを目指す。	・農地取得後の農地の下限面積要件緩和	1006
第3回	幼保連携・一体化推進関連	恵庭市	恵庭市幼児教育特区	恵庭市の全域	恵庭市では少子化や核家族化等により、幼児の社会性の涵養や健全な心身の成長の促進が困難な状況が発生しており、幼児同士の触れ合いの機会の減少による社会性の低下や保護者の養育力の低下に対する懸念が聞かれている。このため、学校教育法第80条の規定にかかわらず、満二歳児を幼稚園で受け入れ、4年間の幼児教育の実施により、幼児の社会性の涵養や健全な成長の促進を図る。	・三歳未満児の幼稚園入園の容認	806
第3回	幼保連携・一体化推進関連	北広島市	北広島市幼児教育特区	北広島市の全域	北広島市では少子化や核家族化等により、幼児の社会性の涵養や健全な心身の成長の促進が困難な状況が発生しており、幼児同士の触れ合いの機会の減少による社会性の低下や保護者の養育力の低下に対する懸念が聞かれている。このため、学校教育法第80条の規定にかかわらず、満二歳児を幼稚園で受け入れ、4年間の幼児教育の実施により、幼児の社会性の涵養や健全な成長の促進を図る。	・三歳未満児の幼稚園入園の容認	806
第3回	幼保連携・一体化推進関連	東川町	北海道東川町幼保一元化特区	北海道東川町の全域	多様な保育ニーズに応えるため、幼保合築施設を平成14年12月に開園した。幼保合築施設では、保育の実施に係る事務を教育委員会に委任し、施設で完結型の事務処理体制を確立することが利用者にとって最も望ましく、利用者の利便性の向上と行政の効率化につながるものである。更に、同年齢の幼稚園児と保育所児を定員の枠内で相互に乗り入れて合同活動を進めることにより、幼保の分け隔てのない一貫した幼児教育・保育を実現する。	・幼稚園児と保育所児の合同活動 ・保育事務の教育委員会への委任	807, 914, 916
第4回	生活福祉関連	小樽市	福祉のまちづくり推進特区	小樽市の全域	重度心身障害児施設の給食を外部委託することは経済的効果が大きく、バリエーション豊富なメニューが提供できるだけではなく、差益を利用して福祉職員の質、量を充実することが可能となり、ひいては地域医療の充実や入所者サービスの向上、地域の雇用促進に寄与する。	・肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託の容認	909 (917)
第4回	幼保連携・一体化推進関連	富良野市	富良野市幼児教育特区	富良野市の全域	富良野市においては、核家族化の進行や女性の子育てと仕事の両立の困難さ、精神的肉体的負担等の影響により少子化が進み、家族や地域の教育力が低下している。市内には、私立幼稚園が4園あり、幼児教育の充実を望む声が多くあるが、満3歳にならないと入園できない状況にある。このため、幼稚園で3歳未満児を受け入れ、幼児の社会性や自立性を養うと共に、女性の社会参加を促し、地域の活性化を図る。	・三歳未満児の幼稚園入園の容認	806

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第4回	農業関連	瀬棚町	有機酪農と有機農業の推進特区	北海道瀬棚郡瀬棚町の全域	瀬棚町は農業・漁業が主要産業であるが、特に農業では、自然豊かな中山間地域の特性を活かしながら、平成10年から有機農業の推進を町として積極的に取り組んできている。一方、農業の後継者不足、農地の遊休化が懸念される状況になっているため、特区制度を活用し、町が賃借した農地を株式会社に貸し付け、地元生産者と協力した有機農業による酪農・畑作複合経営をモデル的に実施することにより、町全体の有機農業を活性化させ、持続可能な循環型農業の構築を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	1001
第4回	生活福祉関連	仁木町	児童福祉施設調理特区	北海道余市郡仁木町の区域の一部（銀山地区）	児童養護施設の給食を食材の知識や調理に関して経験豊富な民間調理業者に委託することにより、給食の質の一層の向上が図られる。また、節減された経費により、福祉職員の質・量を充実させることが可能となり、福祉サービスのさらなる向上が図られる。	・児童福祉施設における調理業務担当者派遣の容認	908 (912)
第4回	農業関連	赤井川村	赤井川村農村再生特区	北海道余市郡赤井川村の全域	赤井川村は地域を「魅力ある農業・農村地域」として発展させることを目標としている。そのための施策の一つとして、新規就農を希望する者の農地取得に係る初期投資の軽減を図るため、構造改革特別区域の指定を受け、農地取得後の農地の下限面積要件を30aに緩和し、農業に参入しやすい環境を整えることにより、農地の効率的活用と農地の保全管理が適切に行われるよう誘導する。	・農地取得後の農地の下限面積要件緩和	1006
第4回	都市農村交流関連	長沼町	長沼町グリーン・ツーリズム特区	北海道夕張郡長沼町の全域	本町はスケールメリットを活かした土地利用型農業を展開してきたが、近年の農産物価格の低迷や農業者の高齢化等により農家経済は急速に活力を失いつつある。農業を主軸とした地域振興を図るためには、道央圏の都市近郊に位置する地理的優位性を最大限に活かした農産物の直販や農家民宿等のグリーン・ツーリズムを推進することが必要不可欠である。このため、特区制度も活用し、安全・安心で多様な農産物を迅速に大消費地に提供し、食育を含めた都市との共生・対流を積極的に推進する。	・農家民宿における簡易な消防設備等の容認	407
第4回	農業関連	栗山町	NPO農地トラスト特区	北海道夕張郡栗山町の全域	本区域の農業の現状は、高齢化の進展と農家の減少が進み、将来的に農地を託す担い手が十分でなく、遊休農地の増大が懸念されている。このため町と農協で農業振興公社を設立し、併せて農地保有合理化法人の認定を受けて平成16年度から本格的に農地流動化対策を推進していく。この公社を介し、農地流動化面積を本区域農地の12%にあたる750haを目標として運営していく考えであり、本特区により特定非営利活動法人への農地の賃貸借を行うことにより遊休農地の防止と担い手育成を図る。	・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	101
第4回	産業活性化関連	猿払村	オホーツク海さるふつ外国人研修生受入れ特区	北海道宗谷郡猿払村の全域	猿払村は、ホタテを中心とした水産加工が村の主たる産業であり、古くからの製造技術伝統を守りながら、新たな技術を導入し、世界的に見ても高い水準の水産加工技術に達している。外国人研修生受入れの特例を活用することにより地元企業の持つ高い技術を多くの研修生が習得し、派遣国において活用することにより、発展途上国の人材育成及び国際貢献の実現を推進するとともに地域相互の国際交流と地域の活性化を図る。	・外国人研修生受入れ促進	506

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第5回	教育関連	札幌市・小樽市	ビジネス人材育成特区	札幌市及び小樽市の全域	小樽商科大学に開設されたビジネススクール(専門職大学院)において、「夜間大学院留学生受入れ事業」の特例措置を適用し、外国人留学生の受入れ体制を整備することによって、多様な知識と経験を有する人材の確保が可能となり、これら留学生と地域の連携によって既存産業のイノベーション、新産業の創出、国際化の推進を図る。	・夜間大学院における留学生の受け入れ	508
第5回	産業活性化関連	札幌市	安心して働ける街さっぽろ特区	札幌市の全域	「札幌市就業サポートセンター(仮称)」を新設し、センター内に官民共同の職業紹介窓口を開設して職業紹介事業を行うほか、官民共同による職業紹介窓口を活用した各種の新たな就労支援事業を継続的に実施し、女性や中高年齢者にかかる雇用状況の改善を図りながら就職者数の増加を図り、失業率を低下させていく。こうした取組を、新たな形の総合的な就業支援事業「札幌型就業支援事業」として相互に連携しながら実施し、地域経済の活性化につなげていく。	・官民共同窓口の設置による職業紹介	903
第5回	教育関連	札幌市	ビジネスフロンティア育成特区	札幌市の全域	ベンチャー企業の創出やリカレント教育の充実を目指す札幌市において、株式会社が大学の設置主体となることを認めることにより、実社会で即戦力となるビジネスパーソンの育成を目指した高度なキャリア教育を実現する。これによって地域における高い専門性を持った人材や自ら新しいビジネスを立ち上げる人材を育て、産業の育成を図るとともに、地元企業との連携の充実、今後の雇用や消費の拡大などを通じて地域社会・経済の活性化を実現する。併せて、校地・校舎の自己所有要件の緩和等の特例を活用し、円滑な事業推進を支援する。	・学校設置会社による学校設置 ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置 ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置 ・空地に係る要件の弾力化による大学設置	816, 821 (801-1), 828, 829
第5回	幼保連携・一体化推進関連	稚内市	ワイワイ子育て・楽しさ支援特区	稚内市の全域	稚内市は平成14年度に過疎地域に指定された。少子化の影響と就労形態の多様化により市内の幼稚園(全て私立)の定員は、漸減傾向にあるが、保育所へのニーズは年々高まっている。そこで、本市においては、私立幼稚園が既存施設をできるだけだけ活用し、認可保育所として保育業務に参入する「幼保一元化」を実現することにより、保育所定員の増員を可能として市民の保育ニーズに応えるとともに、就学前児童の養育環境を私立幼稚園による「幼保一元化」を基本として整備しようとするものである。	・幼稚園児と保育園児の合同活動 ・保育事務の教育委員会への委任	807, 914, 916
第5回	生活福祉関連	乙部町	公設民営高齢者福祉特区	北海道爾志郡乙部町の全域	公設公営の特別養護老人ホームを民間企業(株式会社)に管理委託することにより、施設サービスと民間企業(株式会社)が行っている在宅サービス及び町が運営委託している通所介護とを併せた総合的なサービスの提供とともに、効率的、効果的な運営によって経費の節減が図られ、節減された経費を他の福祉サービス充実のための財源に当てることができる。更に、民間感覚を活かした良質で利用者本位のサービスを提供できるなど高齢者が住み慣れた地域で暮らせる高齢者福祉の確立を図る。	・地方公共団体の設置する特別養護老人ホームの管理委託	907-2
第5回	幼保連携・一体化推進関連	上富良野町	上富良野町幼児教育特区	北海道空知郡上富良野町の全域	幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期で、家庭と幼稚園が十分な連携のもとで幼児のすこやかな発達を促すことは、当町の緊要な課題である。少子化の進展により、集団における他の児童とのふれあう機会が減少していく傾向にあることは、幼児の健全な成長を促すうえで憂慮すべき状況である。このため、学校教育法第80条の規定にかかわらず、3歳未満児を満3歳に達する年度当初から、幼稚園で受け入れることにより幼児の社会性の涵養や健全な成長を促し、幼児教育を充実させるものである。	・三歳未満児の幼稚園入園の容認	806

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第6回	教育関連	三笠市	岡山・萱野小一貫教育特区	三笠市の区域の一部（岡山小・萱野中学校校区）	小中一貫教育を通じて一人一人の個性を生かし、個々の能力に合った教育を実施することで、小学校から中学校へのスムーズな移行を図り、確かな学びと豊かな心を育む。具体的には、小学校1年生から「国際科」、小学校3年生から「地域科」を新設する等、現行の学習指導要領の教育課程を弾力化する。これにより、確実な基礎基本の定着や国際化に対応した教育においては、世界で活躍する人材を育成することを、地域の特色を生かした教育においては、未来を築く人材を育成することを目指し、地域父母から一層信頼される学校づくりを進める。	・特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）	802
第6回	幼保連携・一体化推進関連	清里町	地産地消で豊かな給食特区	北海道斜里郡清里町の全域	女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実が重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地産産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。	・公立保育所における給食の外部搬入容認	920
第6回	幼保連携・一体化推進関連	佐呂間町	佐呂間町いきいき子育て特区	北海道常呂郡佐呂間町の全域	少子化や長引く不況の影響により入園者が減少している幼稚園を廃園し、同じく入所者が減少している保育所を統合することにより、保育体制の充実を図っていくが、幼稚園廃園後、集団生活に接する機会を失う児童については、保育所私的契約児として現行基準の定員を上回って受け入れることにより、集団生活や保育の場を確保し、子ども達の健やかな成長に資する保育環境の充実を図る。	・保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認	913
第7回	生活福祉関連	北海道	小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区	札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、虻田郡喜茂別町及び洞爺村、樺戸郡新十津川町、白老郡白老町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村及び島牧郡島牧村の全域	身体・知的障害者入所施設について、地域移行を希望しているが直ちには移行できない者を対象に、市街地に設置した本体施設とは別の小規模施設での施設運営を可能とする。このことにより、地域の実情に応じた取組の選択肢を増やし、入所施設利用者の地域生活への移行を促進するとともに、入所施設の機能を地域生活支援へ転換し、ひいては「北海道障害者基本計画」の目標を達成することを目指す。	・サテライト型障害者施設の設置の容認	930
第7回	生活福祉関連	北海道	選べる福祉サービス北海道特区	函館市、小樽市、釧路市、留萌市、江別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、樺戸郡月形町、新十津川町、上川郡当麻町、上川町、剣淵町、空知郡中富良野町、虻田郡洞爺村、静内郡静内町、川上郡弟子屈町、白糠郡音別町の全域	障害者支援費制度による施設訓練等支援サービス等について、日単位で利用可能とするほか、事業者間の契約によって、一部のサービス提供を施設から他事業者へ委託できることとし、利用者の実情に即したサービス提供を可能とする。障害者の選択により、入所施設、通所施設及び居宅サービスを組み合わせるよう選択肢を拡充することにより、入所施設から地域生活への移行を促進し、地域社会での自立生活の実現をし、「北海道障害者基本計画」の目標を達成することを目指す。	・障害者の施設訓練等の支援費の日額算定 ・知的障害者の地域生活援助の支援費の日額算定	925, 926

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第7回	環境・新エネルギー関連	札幌市	風を感じる北のまちづくり・札幌カーシェアリング特区	札幌市の全域	『CO2削減アクションプログラム』を策定し環境対策を推進している札幌市において、自動車の“所有”から“共有”という「脱マイカー」の発想をもとにカーシェアリング事業を行うことにより、環境にやさしい新しいコミュニティづくりを進める。これにより、地球の温暖化防止・CO2削減、交通渋滞の緩和、土地の有効利用促進など、都市の環境問題解決を目指す。利用者の観点では、低公害車・エコドライブなどへの認識が深まり、車所有に要したコストの削減は新たな経済活動につながるとともに、車の共有を通じた地域の新しいコミュニケーション、新しいビジネス展開の可能性が期待される。	・無人の自動車貸し出し（レンタカー型カーシェアリング）	1217
第7回	幼保連携・一体化推進関連	下川町	下川町安心子育て特区	北海道上川郡下川町の全域	現在町内には、公立の保育所と幼稚園があるが、共働き世帯の増加や女性の社会進出により、保育所は定員を超え、幼稚園は大きく定員割れの状態にある。また両施設の老朽化や、就学前児童の合同平等保育を求める住民ニーズが多いことから、幼稚園を廃止し、平成18年4月オープンをめざし保育所（幼児センター）の施設整備を進めている。当施設において私的契約児を含めた定員設定を行い、合同平等保育や様々な子育て支援の充実を図ることにより、子育てと仕事の両立支援、さらに地域の雇用促進を図る。	・保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認	913
第7回	生活福祉関連	新冠町	新冠町狂犬病予防特区	北海道新冠郡新冠町の全域	現在、都道府県知事が行っている、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定及び犬の抑留等について市町村長が行うことを可能とすることで、地域を網羅する狂犬病予防員の配置を実施し、野犬発生時における即時対応、及び未登録犬の解消、狂犬病予防接種の受診指導などの地域に根ざした動物指導等の活動を行う。これにより住民の安全・安心な生活の確保と飼養動物の適正な飼養が地域に根ざすことを目的とする。	・市町村による狂犬病予防員の任命	927
第8回	生活福祉関連	芦別市	芦別市サテライト型居住施設特区	芦別市の全域	既存の特別養護老人ホームの定員の一部を施設本体とは別の地域にサテライト居住施設として移すことにより、高齢者が住み慣れた地域において、少人数で家庭的な生活を営めるよう支援する。また、定員の一部を外に出した本体の特別養護老人ホームには余裕が生じるため、個室・ユニットケア型への改修を行い、入居者の生活環境の向上を図る。入居者とその家族及び地域住民とが交流を深めることを通じ、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れたところで安心して生活ができる地域社会の構築を目指す。	・サテライト型特別養護老人ホームの設置の容認	928
第8回	生活福祉関連	古平町	古平町ボランティア輸送特区	北海道古平郡古平町の全域	本町は、高齢化率が30%を超え、要介護（支援）認定者や視覚障害者、知的障害者、精神障害者等で必ずしも福祉車両を必要としないが公共交通機関を利用して単独での移動が困難な人の数が増加している。そこで、福祉有償運送における使用車両についてセダン型車両にも拡大を行なうことにより、福祉ボランティア輸送サービスを活性化し、高齢者や障害者の定期的な通院・通所を可能とし、住み慣れた町での在宅生活を支援する。	・NPO ボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第8回	教育関連	清水町	文化と人が響き合う清水町教育特区	北海道上川郡清水町の全域	現在、不登校児童生徒や高校の中途退学者の数は全国的に増えており、清水町においても町内の不登校の児童生徒が学びやすい環境づくりが切望されている。そこで、町民による第九合唱の取り組みから「第九のまち」として育んできた芸術文化の実践活動を活用し、生徒が得意分野を学ぶ「芸術コース」の課程を持つ新しいコンセプトの株式会社立の通信制高等学校を設置する。また、町内の専門技術を持つ町民が指導や授業を行うことで、地域との交流から子供たちに自信と社会参加の可能性を与え、豊かで楽しい人生を切り拓く力を育む教育を実現する。	・学校設置会社による学校設置 ・校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置 ・市町村教育委員会による特別免許状の授与	816, 820 (801-2), 830

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第9回	IT関連	札幌市	札幌市高度ICT人材育成特区	札幌市の全域	本市は、昭和61年にIT系研究開発型団地を整備するなど、全国に先駆けて情報関連技術の研究・開発、普及・促進などに努めてきた結果、市内IT関連の従業員は約13,900人に達し「サッポロバレー」と呼ばれるほどの集積が進んでいる。情報通信関連産業は今後も市場の拡大が期待され雇用の創出も強く期待できることから、更なる発展のために高度IT人材育成を産業振興施策の柱として実施していく。そのため、本特例措置を活用し、受験者数並びに合格者数を増加させ、全国的に受験者数の少ない高度技術系受験者の予備軍を創出する。	・講座修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の一部免除 ・講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除	1131, 1132
第9回	教育関連	稚内市	てっぺん教育力育成特区	稚内市の全域	稚内市では、「学校教育推進計画」において、国際感覚を備え世界に活躍する人材の育成を目標に掲げているが、全般的に全国標準を下回っている学力の向上と、生徒指導面を含めた「個に応じた指導」の充実が課題となっている。そこで、市費により教職員を採用することで、小学校1年生と2年生では30人以下の少人数学級を実施し、3年生から6年生までは特定科目(国語・算数)での少人数指導を実施する。子供一人一人に応じたきめ細かい教育を行うことで基礎・基本を身につけさせ、学ぶ意欲のある児童を育む。	・市町村負担教職員任用の容認	810
第9回	生活福祉関連	江別市	江別市認知症高齢者グループホーム短期入所事業利用特区	江別市の全域	江別市では、要介護認定者約3,000人のうち、71.6%が何らかの認知症状を持っており、今後とも認知症高齢者が増加していくものと考えられる。また、介護保険のショートステイ利用施設は増加が見込めない状況であるため、利用者の増加に対応できていない現状にある。このため、認知症高齢者グループホームの短期入所の利用により、緊急時のニーズなどにも対応でき、認知症高齢者を支える家族の負担を軽減し、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の形成を図る。	・認知症高齢者グループホームにおけるショートステイの受入れ	932
第9回	幼保連携・一体化推進関連	千歳市	千歳市幼稚園早期入園特区	千歳市の全域	千歳市では、少子化や核家族化、都市化の進行に伴い、家庭及び地域において幼児が他の幼児と接する機会が減少してきており、社会性の低下などによる幼児の心身の健全な成長への影響が懸念されている。そこで、満3歳に達する年度の当初からの入園を可能とすることにより、同世代の幼児との集団生活を早期に体験し、社会性の涵養を促すとともに、年間を通じた計画的な教育課程の編成を行い、幼児教育の充実を図る。	・三歳未満児の幼稚園入園の容認	806
第9回	生活福祉関連	新篠津村	新篠津村福祉輸送特区	北海道石狩郡新篠津村の全域	本村は「田園福祉の村」をまちづくりの基本とし、ノーマライゼーションの里づくりを進めている。しかし、村内及び近隣市町村への唯一の交通手段となる路線バスは、運行本数が少なく、乗降場所も限られているため、移動制約者にとっては家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない状況である。そこでセダン型車両による福祉有償運送を実施することにより、気兼ねなく容易に外出できる環境を整え、移動制約者のみならず、負担の減った介護者も含め、全ての村民が住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けることを可能とし、地域福祉の充実を推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第9回	生活福祉関連	森町	森町ボランティア輸送特区	北海道茅部郡森町の全域	本町における高齢化率は25%を超え、全国平均を大幅に上まわっている。一方、公共交通機関は利便性が悪く、町内の移動は自家用車に頼らざるを得ない状況である。東西に細長い町並みを形成しているため、高齢者等の移動制約者が町中心部に集中する医療機関に通うには家族による移送に頼るしかない現状である。そこで、本計画では輸送車両をセダン型車両へ拡大することにより、多くの移動制約者の移送に対応することで、福祉ボランティア輸送サービスの活性化を促し、町民の住み慣れた町での在宅生活を支援する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	厚沢部町	厚沢部町セダン型車両輸送特区	北海道檜山郡厚沢部町の全域	本町では、高齢者や障害者等の主な移動手段として路線バスが運行されているが、便数が少なく、町全域を網羅していない。また、NPO等によるボランティア輸送も福祉車両が高額等の理由から車両台数の確保が難しく事業参加されていないため、移動するための利便性が確保されているとは言えない状況にある。特例措置の導入により、NPO等がボランティア輸送事業へ参加することにより、多くの利用者に対する送迎サービスの提供を可能とする。これにより、高齢者等が住み慣れた地域での在宅生活を続けることが可能とし、誰もが健やかに、安心して暮らせるまちの実現を目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	真狩村	真狩村ボランティア輸送特区	北海道虻田郡真狩村の全域	村内の移動手段を鑑みると、村中心部への移動は朝晩1回のスクールバスへの乗り合い、近隣町村へは1日7往復のバス路線のみとなっている。移動制約者にとって、家族の自家用車が主要な移動手段であるが、近年、高齢化・核家族化の進展にともない移動手段を持たない者が増え、福祉輸送に対する要望が増大している。そこで、セダン車両による福祉有償輸送を行い、輸送サービスの円滑な実施を促し、第4次真狩村総合計画で位置づけられた、子どもからお年寄りまで安心して活動し、快適な生活を送れるよう「福祉システムの充実」を図る。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	積丹町	積丹町愛の架け橋セダン特区	北海道積丹郡積丹町の全域	本町は昭和31年に1町2村が合併し誕生した町で、集落間の総延長は約40kmと長く、小規模集落が点在している。特に冬は豪雪地帯でもあるため、公共交通機関の利用は極めて不便な状況である。このため、単独では移動困難な介護認定者等が外出する際は、家族等による移送に頼らざるを得ない状況である。町を愛し、町と共に生きてきた者にとって、地元で生活することが念願であり、今回セダン型車両による福祉有償輸送を可能とすることで、通院や催し等への移動手段として大きな架け橋となり、在宅生活の助長を支援していく。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	仁木町	優しい心の仁木町地域福祉輸送特区	北海道余市郡仁木町の全域	本町では、高齢者の通院に係る輸送に限り、社会福祉法人により無償の輸送事業が行われているが、その他の移動制約者に対する支援事業はなく、多くの移動制約者は家族による輸送に頼っている現状である。そこで、セダン型車両によるボランティア輸送サービスを可能とし、移動制約者の多様な移動ニーズに対応することにより、適切なサービスが提供される輸送体制を構築する。これにより、移動制約者の生活の利便性を向上させ、家族の介護負担の軽減も期待できる。また、高齢者や障害者のみならず、介護者も地域の行事等に参加することが可能となり、地域福祉の向上と増進に資するものである。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第9回	生活福祉関連	長沼町	長沼町やすらぎ輸送特区	北海道夕張郡長沼町の全域	本町は、高齢化率が25%を超え要介護(支援)認定者や視覚障害者、知的障害者、精神障害者等で必ずしも福祉車両を必要としないが、公共交通機関を利用しての単独での移動が困難な方が高齢化の進展とともに増加している。このような中で、ボランティア運送の際に、台数が限られている福祉車両に加え、セダン型等の一般車両にも使用車両を拡大することで、利用者のニーズに応え、高齢者や障害者が健常者と同じように、容易に移動ができるような体制を整備し、在宅での生活を支援する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	東神楽町	東神楽町福祉輸送セダン特区	北海道上川郡東神楽町の全域	本町は社会福祉体制の充実を目指し、介護保険制度等による各種施設及び在宅サービスを積極的に展開している。近年、高齢化の進展に伴いこれら施設の利用者が増加しており、特に在宅サービスの普及による通院サービスの需要が急増し、行き先も町内診療所だけでなく隣接都市へ広がっている。今後も通院を必要とする在宅介護者の増加が予想されるが、本特例を活用しセダン型車両を福祉輸送車両として使用することにより、多くの利用者に対するサービス提供が可能となり、住民が住み慣れた地域で生活できる地域づくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	当麻町	当麻町いきいきサポートセダン型特区	北海道上川郡当麻町の全域	高齢化が進み、また核家族化の進行に伴い子どもとの同居世帯が減少し、独居高齢者・高齢者夫婦世帯が増加している現状を踏まえ、町の福祉施策に基づき移送サービスを実施してきているが、本特例措置を活用することにより、今後も増加が予想される高齢者や障害者に対して安定したサービスの提供を可能とする。このことにより高齢者が住み慣れた地域や家庭でいきいきと在宅生活を続けることができ、当町の高齢者保健福祉計画の目標である「すべての町民がいきいきと健やかに安心して暮らせるまちづくり」を達成する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	南富良野町	南富良野町福祉有償輸送セダン型特区	北海道空知郡南富良野町の全域	町の面積が広大であるために日常生活で長距離移動が避けられないうえ、公共交通機関が限られている本町では、高齢者等の移動制約者にとって移動手段の確保が重要な問題である。現在、福祉車両による有償輸送を行っているものの、その台数が限られており、利用者のニーズに十分に答えられていない。本特例措置を活用し使用車両をセダン型車両に拡大し輸送体制を充実させることで、そうした利用者のニーズに応え「安心して長年住み慣れた郷土で住み続けられる」生活基盤の確立を図る。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	苫前町	苫前町しあわせ有償輸送特区	北海道苫前郡苫前町の全域	本町では、移動手段として路線バスが運行されているが、便数が少ないことと乗降場所が限られていることから、日常生活の移動は自家用車で行われている。特に移動制約者は家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない。そこで、セダン車両での福祉有償輸送サービスを可能にすることで、地域福祉の充実を推進するとともに、移動制約者及び介助する家族等の社会参加を促進する。このことで、地域行事への参加や温泉施設利用の増加、水産業、観光産業、風力発電産業などへの就労、まちづくりへの参加を促し、本町がめざす「町民が主役のまちづくり」を実現する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第9回	生活福祉関連	幌延町	幌延町ボランティア輸送特区	北海道天塩郡幌延町の全域	本町は面積が広く、集落が町内に広く点在しているが、バスは国道中心の運行であり、農山村部ではタクシー会社も近くにないため、自家用車による移動が中心となっている。町民の町立病院への通院等のため、へき地患者輸送バスを週6回1日1往復運行しているが、車両は移動制約者に対応しておらず、利用しやすい状況とはいえない。このため、移動制約者が住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、福祉有償運送の利用車両をセダン型車両へ拡大し、町障害者計画の基本目標である「みんなでバリアフリーの環境をつくり、助け合って暮らす」の実現を目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第9回	産業活性化関連	枝幸町、浜頓別町	北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人研修生受入れ特区	北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町の全域	枝幸町・浜頓別町は、ホタテ・サケ・毛ガニ等を中心とする漁業の町で、それに伴う水産加工業は両町の経済を支える基幹産業であり、その加工技術においても高い水準となっている。こうした水産加工品は、近年発展している中国等のアジア諸国を中心に輸出も増加傾向にある。両町ではこうした海外とのつながりの中での地場産業の発展が今後更に重要と考え、外国人研修生受入れ特区を活用する。これにより、さらに多くの研修生が高い技術を修得することによって、発展途上国の人材育成や国際貢献を図ることはもとより、併せて国際交流の促進と地域の活性化をめざす。	・外国人研修生受入れ促進	506
第9回	生活福祉関連	礼文町	フラワーアイランド礼文輸送特区	北海道礼文郡礼文町の全域	礼文町は、高齢化率が30%を超えるなど公共交通機関を一人で利用することが困難な高齢者や障害者が増加しており、移動制約者への支援が急務となっている。そうした中、福祉車両を使用した移送サービスを実施しているものの、福祉車両の台数には限りがあることから、ニーズに十分に答えられていない。そこで本特例を活用し移送体制の整備を行い、移動制約者に対して通院時等の外出支援を安定的に提供していくことで、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようなまちづくりを進める。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	小清水町	小清水町ふれあい輸送特区	北海道斜里郡小清水町の全域	本町は、昭和28年に町制施行となり、自然の「和」を中心に恵まれた自然環境のもと「住民の和と創意がつくり出す愛情にみちた平和郷の建設」を目指している。町内には、小清水赤十字病院、天然温泉の施設などがあり、多くの高齢者や障害者等に利用されており、今後とも健康の維持、増進のためこれらの利用を図る必要がある。このため、本特区計画により福祉有償運送のセダン型車両を活用し、これらの施設の利用を促しながら高齢者や障害者の定期的な通院通所を可能とすることで、住み慣れた町での在宅生活を支援する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	浦河町	浦河町あんしん支え合いセダン特区	北海道浦河郡浦河町の全域	浦河町は北海道の南部に位置し、豊かな自然を活かした軽種馬生産で多くの名馬を輩出している町として有名である。しかし近年は高齢者や要介護者が増加してきており、こうした方々の交通手段の確保が求められているが、町内の公共交通機関が限られていることや公共交通機関の利用が困難な方が多いことから、十分な体制とはなっていない。そこで、本特例を活用して福祉輸送サービスを充実させ、高齢者や障害者の安全・安心な交通手段を確保し、住み慣れた地域で生き生きと生活できる地域社会づくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第9回	生活福祉関連	えりも町	えりも町ハートフルサービス輸送特区	北海道幌泉郡えりも町の全域	本町では、特有の強風や濃霧のため、移動制約者が離れた乗降場所へ行くのは困難であり、バスが運休することも多い。また、町内において路線バスが運行されているが、車両は福祉対応ではなく、便数も少ない。そのため移動制約者は家族の移送に頼らざるを得ず、多くの介護者が携わっている昆布採取漁業にも影響が出ており、安定した輸送の確保が課題となっている。そこでセダン車両による福祉有償運送を実施し、移動制約者の定期的な通院等を可能とすることにより、住み慣れた町での在宅生活を支援する。このことにより、家族介護者の負担も軽減され、基幹産業である昆布採取漁業の生産力向上にも繋がる。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	音更町	音更町ボランティア輸送特区	北海道河東郡音更町の全域	本町は、冬期間になると日中でも氷点下のままの期間が1ヶ月以上続くため、路面が凍結し滑りやすく、交通事故等が発生しやすい状況にあり、高齢者や障害者などの移動制約者にとっては外出が困難な状況にある。また、現在の高齢化率は20%近くあり、今後も高齢化が進んでいくと予想され、利便性の良い交通手段の確保が必要となっている。そこで福祉有償運送における使用車両をセダン型車両に拡大することにより、より多く的高齢者や障害者等の社会参加を促し、地域の活性化や地域福祉の充実と、より良いまちづくりを目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	浦幌町	浦幌町福祉有償運送特区	北海道十勝郡浦幌町の全域	本町では、鉄道や民間バス等の公共交通機関の利便性が低く、高齢化の進展に伴い移動制約者が増加している状況にあり、今後、さらに増え続けることが予想される。また、高齢者、障がい者は公共交通機関の利用が難しくなるにつれ、家に閉じこもりがちになる傾向もある。そこで、福祉有償運送のセダン型車両への拡大を行ない、輸送サービスを充実させることにより、移動制約者が外出する機会を増やし、住み慣れた地域で在宅生活を続けることを可能とし、まちづくり計画の基本目標である「人に優しく思いやりのあるまちづくり」の実現を目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	厚岸町	厚岸町あみか（あつけし・みんなの・かいご）福祉輸送特区	北海道厚岸郡厚岸町の全域	本町は、高齢者や障がい者の在宅福祉施策や介護予防事業等を積極的に推進しているが、近年、景気低迷による人口の減少や就職等による若年層の町外への流出に伴う高齢化の進展から、高齢者等やその介護を行う家族に対する支援が喫緊の課題となっている。そこで本特例を活用し、在宅で生活する公共交通機関を利用しにくい高齢者等の移動手段を確保し、家族の介護負担の軽減や就労機会の確保を図ることにより、町民が健康で生きがいをもち、地域で支える介護システムの構築や人にやさしいまちづくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第9回	生活福祉関連	別海町	別海町ボランティア輸送特区	北海道野付郡別海町の全域	本町は、広大な行政面積に家屋が点在しており、高齢者等の移動制約者にとっては、医療機関への移動が困難である等、住み慣れた地域で生活を全うするのは大変難しい状況にある。移動制約者においては、家族による輸送に頼っている現状であるが、基幹産業である酪農に携わる家庭においては、その輸送に対応できる時間が限られ、自由に外出するのは困難な状況となっている。そこで、セダン型車両による福祉有償運送を実施することにより、移動制約者の多様な輸送ニーズに対応し、その活動範囲を拡大する。これにより定期的な通院や福祉施設への通所が可能となるなど、長年住み慣れた地域での豊かな在宅生活を支援する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第10回	生活福祉関連	室蘭市、登別市、白老町	室蘭登別白老広域連携福祉輸送特区	室蘭市及び登別市並びに北海道白老郡白老町の全域	北海道の南部に位置し隣接する室蘭市・登別市・白老町の三市町は、住民が通勤、通院その他様々な日常生活の上で密接に関わり合う地域である。室蘭市・登別市が合同で、白老町が単独で福祉有償運送運営協議会を設置している。近年、三市町においては高齢化率の上昇に伴い、公共交通機関の利用が困難な方が増加しているが、その中には介助者の手助けにより一般車両に乗降することで移動が可能な方が多く、そのニーズも非常に高くなっている。そこで、福祉有償運送でセダン型車両を使用できる特例を活用することによって福祉輸送サービスの充実を図り、移動制約者が自立できる地域社会を形成する。	・NPO ボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	釧路市	釧路市ハートフルセダン型特区	釧路市の全域	本市は、北海道の東部太平洋岸に位置し、「釧路湿原」・「阿寒」の二つの国立公園をはじめとする雄大な自然に恵まれた街である。当市において、単独での外出が困難である障がい者の外出は、家族の援助により成立しており、この「移動支援」を拡充することが当事者やその家族から求められている。そこで本特例を活用し、地域全体の輸送サービスを充実させ、障がい者の外出機会の増加を促すことにより、自ら行動し実践していく社会的訓練と、精神状態の安定につながり、障がい者の生活を支える住みやすいまちづくりを推進する。	・NPO ボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	網走市	網走市オホーツクふれ愛輸送特区	網走市の全域	本市の重点施策として、介護保険制度及び支援費制度による在宅福祉施策を推進しているが、障害者自立支援法の施行に伴い、今後さらに障害者の在宅福祉の重要度が増すものと考えられ、利用者からはサービスの充実が期待されている。介護の必要な移動制約者は必ずしも福祉車両を必要とせず、一般車両による移動支援で充分であることから、本特例を活用し、一般車両による福祉有償運送を実施することにより、障害者福祉をはじめとする在宅サービスの向上と、豊かな自然と共生したオホーツクの拠点にふさわしいまちづくりを推進する。	・NPO ボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	留萌市	留萌市ふれあいセダン特区	留萌市の全域	留萌市は、坂道が多く、積雪量も多く、風も強く、また、病院や中心市街地から離れた地区に、高齢者や障害者など移動制約者が多く住む市営住宅や道営住宅が位置し、移動時における身体的、経済的負担が大きい。そこで、NPO等によるセダン型車両での福祉有償輸送を可能とする特例を活用することにより、移動制約者の負担軽減を図り、安心して外出する機会を増やし、地域の人々との交流を促進するなど、安心して在宅生活を送ることを可能とする。また、サービスを担う地元NPO等の活動の活発化を促し、地域福祉の充実を図る。	・NPO ボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	IT関連	美唄市	美唄市情報処理技術者育成特区	美唄市の全域	本市は、石炭産業の退潮に伴いIT産業振興を目指し、IT関連企業誘致・立地を推進するため空知団地テクノゾーン内にハイテクセンタービルを建て、ソフトウェア関係企業の入居促進を図る一方、情報処理技術者育成のための職業訓練法人HCC北海道中央コンピュータ・カレッジを設立し、これまで数多くの情報処理技術者を輩出してきたが、近年の少子化と若者の都市への志向から学生数確保に苦慮している。そこで、本特例を活用し国家資格試験受験方法の変更により負担軽減し、カリキュラムの充実とPRを行いIT人材育成の推進を図る。	・講座修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の一部免除 ・講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除	1131(1143), 1132(1144)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第10回	国際交流・観光関連	紋別市、湧別町、滝上町、興部町、雄武町	オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区	紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域	本区域はオホーツクの恵みを活かした安全安心な加工食品を国内外に供給してきた。近年では特に経済発展顕著な東アジア諸国との交流が急速に活性化し、消費財取引に加え委託加工等の国際分業も拡大している。こうした地場産業の国際化は、国内外の競争を勝ち抜く上で不可欠であり、東アジア諸国が高水準な衛生管理や加工技術を習得することに対する地元関係者の期待も大きい。このため本特例措置を活用して外国人研修生を受入れることで、グローバルな提携や特化による地元の新たな事業機会創出と地域の活性化を狙うと共に、技術移転や人材育成を通じた国際協力活動への貢献を一層促進する。	・外国人研修生受入れ促進	506
第10回	生活福祉関連	士別市	士別市安心・安全輸送セダン型特区	士別市の全域	士別市は、1市1町（士別市・朝日町）で平成17年9月1日に合併し、新「士別市」となった。本市の高齢化率は28.4%と高く、身障者等も多く、こうした移動制約者が増加傾向にあるが、日常生活において移動手段の十分な利便性が確保できている状況ではない。そのため、NPO等による輸送サービス事業を実施するに当たり、セダン型車両の活用で移動制約者に対する輸送手段の拡充を図ることで、高齢者や障害者が住み慣れた地域で在宅生活を容易に続けられるようにし、「誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり」を推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	砂川市	砂川市セダン型輸送特区	砂川市の全域	砂川市は、道都札幌市と道北の拠点都市旭川市のほぼ中間点に位置する工業・商業・農業の複合した都市である。近年は、高齢化に伴い要介護者が増加するとともに、障害者支援費制度の利用者も増加し、輸送に係る在宅生活基盤の整備が課題となっているが、路線バスも廃止路線が増え、タクシー業者も車両台数に限りがあり、これら住民の移送ニーズに十分対応出来ていないとは言えない。そこで、福祉有償運送においてセダン型車両の使用ができる特例を利用することで、高齢者や障害者の交通手段を充実し、住み慣れた地域で生活出来る地域社会づくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	IT関連	登別市	登別市産業活性化IT人材育成特区	登別市の全域	本市では、基幹産業である観光を軸とした産業を集積し、市全域をひとつの観光経済圏として機能させる産業クラスター形成計画を推進している。この計画では、新産業の創出と地元企業の育成を図りながら、雇用の創出を目指しているが、企業においては、新たなビジネスチャンスに対応できる人材が不足しており、とりわけ、近年のIT化の進展に対応した高度なIT資格を有する人材の育成が急務となっている。そこで、本特例を活用し、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図る。	・講座修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の一部免除 ・講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除	1131(1143), 1132(1144)
第10回	生活福祉関連	北広島市	エルフィンタウン北広島セダン特区	北広島市の全域	北広島市では、豊かな自然と都市の調和から「エルフィン（妖精）と出会えるまち」をテーマとしたまちづくりを進める中、高齢者や障がい者が住み慣れた地域での在宅生活を続けるために地域福祉の充実を推進することを目的に移送サービスに力を注いでいる。しかし、要介護認定を受けた大部分の高齢者や知的障がい者、視覚障がい者等には一般乗用車両でのサービス提供が求められており、NPO等によるセダン型車両での福祉有償運送を可能とする特例を活用することで、輸送体制の拡充を図り、いつまでも安心した生活ができる地域づくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第10回	生活福祉関連	石狩市	石狩市あい風はこぶ福祉輸送特区	石狩市の全域	石狩市は、平成17年10月1日に2村と合併し、面積が6倍以上に増えたが、市内の公共交通機関は路線バスとタクシーのみであり、市の北部や内陸部などバスの運行数が極端に少ない地域がある。近年、要介護認定者や知的障害者など単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者が増加しており、移動支援の拡充が急務となっている。そこで、福祉有償運送におけるセダン型車両の使用を可能とする特例を活用し、移動制約者の輸送サービスを充実することで、住み慣れた地域で安心、安全に生活できる地域社会づくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	松前町	松前町ふれあいステーション輸送特区	北海道松前郡松前町の全域	松前町は、北海道内では少雪温暖な気候であり、「団塊の世代」と呼ばれる都市部移住者とその家族の受け入れを進めているが、保健・福祉・医療分野でのハード・ソフト面の環境整備が急務である。その一環として、福祉有償運送におけるセダン型車両の使用可能化によって移動制約者の移動手段を拡大することで、本人の社会参加や自立を促し、介護者の過重な負担を解消するとともに、安心な老後を過ごす環境を構築し、都市部からの移住者の増加を図る。さらに、NPO法人等の活動の活性化を促し、急激な過疎化により衰退傾向にある地域コミュニティの活性化を目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	せたな町	せたな町ふれあい輸送特区	北海道久遠郡せたな町の全域	せたな町では、高齢者の要介護者に対してデイサービスやホームヘルプサービスなどを提供する在宅福祉サービスを推進している。町としては可能な限り居宅での生活を送りながら、医療施設などへ外出ができるよう移送サービスを行っているが、近年、高齢化の進展に伴い一人暮らし高齢者世帯が増加しており、更なる高齢者・障害者の在宅生活の支援充実を図るため、福祉有償運送においてセダン型車両の使用を可能とする特例を活用し、高齢者等の送迎体制を確立させ、移動時の安心、安全確保に努め、いつまでも住み慣れた地域で生活が送れるよう「健やかに暮らせる福祉の町づくり」を推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	京極町	京極町ボランティア輸送特区	北海道虻田郡京極町の全域	京極町は、札幌市を中心とする道央経済圏の南西部に位置する純農村地域であるが、近隣町村への交通手段が少なく、高齢者などの移動制約者は自家用車による移動を余儀なくされ家族に依存せざるを得ず、独居世帯や老人のみで構成される世帯にあっては移動手段がない状況にある。そこで、NPO等の有償ボランティア輸送における使用車両をセダン型等の一般乗用車両に拡大する特例を活用することにより、移動制約者の輸送手段の充実を図り、住み慣れた地域での在宅生活を継続することを可能とし、地域福祉の増進を図る。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	倶知安町	倶知安町 jagataWTセダン特区	北海道虻田郡倶知安町の全域	倶知安町は、男爵馬鈴しょを主産物とした農業が盛んで、スキーなど冬季スポーツ・レジャーのメッカである。高齢化率は19.3%であるが、年々増加しており、全国平均に迫っている。さらに、要介護（要支援）認定者数や身体障害者、知的障害者、精神障害者など公共交通機関を利用した移動が困難な者が増加しており、移動支援としての移送サービスの充実が必要である。そこで、NPO等による福祉有償運送でセダン型車両が使用できるようにすることにより移動手段を拡大し、高齢者や障害者が住み慣れた地域において、安心した生活が送れるよう支援し、地域福祉の充実を図る。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第10回	生活福祉関連	岩内町	いきいき・あんしん・いわない輸送特区	北海道岩内郡岩内町の全域	岩内町は、北海道の道央圏後志管内の南西部に位置する人口約1万6千人の町であるが、高齢化率が26%を超え、要介護（支援）認定者や視覚障害者、知的障害者等で公共交通機関を利用するの単独での移動が困難な方が増加している。そこで、福祉有償運送のセダン型車両への拡大を行うことにより、福祉ボランティア輸送サービスの充実を図り、高齢者や障害者の定期的な通院や社会参加を可能とし、住み慣れた地域で安心して健康で豊かに暮らせるよう在宅生活を支援する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	南幌町	南幌町くらしの架け橋セダン型車両輸送特区	北海道空知郡南幌町の全域	南幌町は、札幌市の東部に位置する人口約9,600人の町であるが、近年、高齢者や要介護者が増加しており、また、障がいのある児童が養護学校に多数在籍している。交通アクセスは、路線バスなどが運行されているものの十分な利便性が確保できておらず、町主体で福祉車両による有償運送を実施しているが、移動制約者のニーズに対応できていない。そこで、NPO等がセダン型車両を用いて福祉有償運送を行える特例を活用し、福祉輸送サービスの充実を図り、介護者の負担を軽減するとともに、移動制約者の生活圏の拡大を可能とする。これにより、誰もがいきいきと暮らせるまちの実現を目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	奈井江町	奈井江町セダン特区	北海道空知郡奈井江町の全域	奈井江町は、「おもいやり明日へ」をまちづくりの指針的テーマとして掲げ、町民と一体となった「人にやさしい」「おもいやりのある」まちづくりを進めているが、障害者や要介護者など移動制約者に対する移動手段の充実が不可欠な事項の一つとなっている。そこで、NPO等による福祉有償運送においてセダン型車両の使用を可能とする特例を活用することで、移動制約者の移送にかかるニーズに対応し、安心して住み慣れた地域に生活することができる「おもいやり」のまちづくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	由仁町	風薫る福祉輸送ユニーク特区	北海道夕張郡由仁町の全域	由仁町は、北海道中央南西部に位置し南北に細長い町である。町内のJR列車と路線バスは本数が少なく、ハイヤー会社も1社で、町営巡回バスも廃止が決定しており、高齢者や障害者など移動制約者に対する運送サービスの体制整備が急務となっている。そこで、町内の社会福祉法人等によるセダン型車両での福祉有償運送の充実により、移動制約者の外出時転倒などのリスクを軽減し自立生活の向上を図るとともに、介護者の負担軽減、健康維持と社会参加を図る。こうして、当町の目標である「だれもができる限り住みなれた地域で安心して生活できるまちづくり」を推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	栗山町	栗山町お出かけセダン特区	北海道夕張郡栗山町の全域	栗山町は、福祉のまちとして、北海道内で初めて町立の「北海道介護福祉学校」を開校した町である。町内の移動手段である路線バスは便数が少ないことや乗降場所が限られていることから、日常生活の移動は自家用車を中心となっており、特に、高齢者や障害者など移動制約者は家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない。そこで、福祉有償運送におけるセダン型車両の使用を認める特例を活用し、移動制約者の輸送体制の拡充を図り、地域福祉の充実を推進するとともに、移動制約者及び介護する家族の社会参加を促進し、住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第10回	生活福祉関連	月形町	月形町ふらわーサポートセダン特区	北海道樺戸郡月形町の全域	月形町は、北海道の中央西部、空知支庁管内の南西部に位置し、基幹産業は農業で、米を中心に花き栽培、メロン等の果菜栽培を行い、都市近郊型農業が確立しつつある町である。近年、高齢者や要介護者の増加、障害者の社会参加に伴い、こうした移動制約者の安全輸送体制確立が緊急課題となっている。そこで、福祉有償運送におけるセダン型車両の使用を認める特例を活用し、輸送サービスを充実することで、高齢者や障害者の交通手段を確保し、住み慣れた地域で、生き生きと生活できる地域社会づくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	剣淵町	剣淵町ボランティア輸送特区	北海道上川郡剣淵町の全域	剣淵町は、農業が中心産業で北海道では比較的古くから開けた町である。隣町との交通機関は路線バスが運行されているが便数が少なく乗車場所が限られているため、充分な利便性が確保されているとはいえず、自家用車による移動が中心となっている。そのため、NPO等による福祉有償運送においてセダン型等の一般車輛を利用できるようにすることで、高齢者や障害者など多くの移動制約者に対する移送サービス提供を可能とし、住み慣れた地域での在宅生活を支援し、地域福祉の充実を図る。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	下川町	森林と人が輝くまち下川町福祉に優しい移送特区	北海道上川郡下川町の全域	下川町は北海道の北部に位置し、スキージャンプのオリンピック選手を数多く輩出しており、アイスキャンドルなど多彩なアイディアによるまちづくりを進めている。近年、高齢者や要介護者、障害者など公共交通機関の利用困難な方や外出時に転倒する方が増えており、特例を活用し福祉輸送サービスを充実することにより、高齢者や障害者等が安全・安心な交通手段を確保し、住み慣れた地域でいきいきと生活できる地域社会づくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	初山別村	初山別村夢とロマンと星の村セダン特区	北海道苫前郡初山別村の全域	初山別村では、交通移動手段として路線バスが運行されているが、便数が少ないことと乗降場所が限られていることから、日常生活の多くで自家用車が使用されており、特に移動制約者は家族が運転する自家用車に頼らざるを得ない。このため、社会福祉法人等が行う福祉有償運送においてセダン型等の一般乗用車両でのサービス提供を可能にするこで、地域福祉の充実を推進するとともに、移動制約者及び介助する家族等の地域行事への参加や観光施設の利用などを促進する。こうして、本村が目指す「健康と潤いのある暮らしで生きがいのある村づくり」の実現を図る。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	豊富町	豊富町福祉有償輸送特区	北海道天塩郡豊富町の全域	豊富町は、北海道の北部稚内市に隣接する人口4,907人の町で、高齢者や障害者等の移動制約者が増加傾向にあるが、移動手段の充分な利便性が確保できてない。そこで、福祉有償運送におけるセダン型車両の使用を可能とする特例を活用して移動制約者の移動手段を拡大し、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。また、NPO法人等の活動の活発化や新規参入を促す。これにより、第3次豊富町総合計画の保健福祉分野の基本目標である「豊かな自然と調和し、安心して暮らせる定住できるまちづくり」の実現を目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第10回	生活福祉関連	大空町	大空ふれあい福祉輸送セダン型特区	北海道網走郡大空町の全域	本区域は、北海道の北東部に位置し、農業を基幹産業とする自然豊かな地域である。近年の高齢化に伴い要介護者が増加し、核家族化が進む中、公共交通機関を利用して外出することが困難な高齢者や障害者が増えている。これらの移動制約者は、福祉サービスによる輸送が日常生活を支えている実情にある。本特例を活用し、セダン車両による福祉輸送サービスを充実することで、高齢者や障害者が安心して外出できる環境を整備する。これにより移動制約者の社会参加を促進し、ふれあいから生まれる豊かな心で「あったか福祉のまち」を目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	美幌町	長生きを楽しめる美幌町福祉輸送特区	北海道網走郡美幌町の全域	平成15年度からスタートした支援費制度に伴い、本町においても障害児者のサービス利用が急増し、在宅生活の充実が図られた。しかし、外出の際、公共交通機関だけでは十分な利便性が確保されておらず、福祉車両による輸送サービスも、移動を希望する障害児者全ての需要をカバーできる状況ではない。本計画により、障害児者等の移動制約者に対しセダン型の一般車両による輸送を行うことにより、外出する機会を増加し、充実した在宅生活を行うことができる環境を提供する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	津別町	津別町福祉有償運送特区	北海道網走郡津別町の全域	本町では、移動手段をもたない要介護保険認定者及び身体障害者等の移動制約者に対し、通院等のために外出支援サービスを提供しているが、利用者の外出希望が多く、充分な対応ができていない現状である。また、軽度の要介護認定者等は福祉車両による輸送の必要はなく、セダン車両で充分な対応ができる。そこで、本計画により、社会福祉法人等によるセダン車両による輸送体制の整備・拡充を図り、ボランティア輸送と町の福祉輸送関連事業を併せて実施することにより、移動制約者に対する効果的な外出支援サービスを提供する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	清里町	清里町おもいやり運送特区	北海道斜里郡清里町の全域	本町は、北海道でも有数の畑作地帯であり、麦、ビート、馬鈴薯を主として生産している。1戸当たりの耕地面積は平均36haと大規模化が進んでおり、年々増加傾向にある。こうした農家の大半は家族経営であり、介護を行う家族も農業経営の重要な担い手となっている。現在、高齢者、要介護者が増加しており、単独で公共交通機関を利用するのが困難な方が増えている。福祉有償運送のセダン型車両への拡大を可能とすることにより、福祉輸送サービスを活性化し、高齢者や障害者の定期的な通院、通所を可能とし、住み慣れた町での在宅生活を支援する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	上湧別町	上湧別町心やすらぐセダン特区	北海道紋別郡上湧別町の全域	本町は、北海道の北東部、網走支庁管内の中央部に位置する人口5,838人(平成17年10月31日現在)、行政面積160.69平方メートルの農業を基幹産業とする町である。近年高齢者や要介護者の増加に伴い、公共交通機関の利用が困難な方が増えている。特に冬場は、路面凍結による転倒骨折等の危険があり、厳しい環境となっている。本特例を活用し、福祉輸送サービスを充実することで冬の交通手段を確保し、高齢者や障害者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるような心やすらぐまちづくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第10回	生活福祉関連	日高町	日高門別とねっこ輸送特区	北海道沙流郡日高町の区域の一部（旧門別町）	当町の公共交通機関として、JR線及び路線バスが運行されているが、便数が少ないことや乗降場所が限られているなど、利用者にとって十分な利便性が確保されている状況ではない。また、65歳以上人口は3,036人で高齢化率は23.8%と高く、今後も移動制約者の増加が見込まれており、移動手段の確保が急務な状況となっている。本計画により、福祉有償運送における使用車両をセダン型の自家用自動車にまで拡大することにより、高齢者や障害者等が容易に町内医療機関や近隣の高度医療を受診することが可能となり、地域の福祉の充実を図る。	・NPO ボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	新ひだか町	静内ふつうの車で安心輸送特区	北海道日高郡新ひだか町の区域の一部（旧静内町）	本町は、軽種馬生産の中心地である北海道日高地方の中央に位置し、映画「北の零年」の舞台として注目されている町である。近年は、高齢化と過疎化の進行に伴い、高齢者や障害者をはじめとする移動制約者の増加が著しく、地域住民の交通手段の確保が大きな課題となっている。本特例により、セダン型等の一般車両によるボランティア輸送を可能とすることにより、地域資源を有効活用し、あらゆる人にやさしい交通ネットワークを構築することで、年齢や障害にとらわれることなく地域住民が安心して社会参加できる、活力あるまちづくりを推進する。	・NPO ボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	様似町	様似町アポイの樹風輸送特区	北海道様似郡様似町の全域	本町内には鉄道及び路線バスが運行されているが、車両は移動制約者対応ではなく便数も少ない。また、主要産業である農林水産業を支える漁家や農家は大半が家族経営で、介護者も重要な仕事の担い手であるため、家族介護者の送迎負担による労力の低下が深刻化している。本計画を活用することにより、セダン型車両による福祉有償輸送を可能とし、移動制約者の定期的な通院や、家族の介護負担の軽減を図る。また、高齢者や障害者の住み慣れた地域での在宅生活を支援することにより、地域福祉の充実を推進する。	・NPO ボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	幕別町	幕別町福祉有償運送特区	北海道中川郡幕別町の全域	高齢者や障害者などが年々増加している本町において、移動手段である鉄道や路線バス等は運行本数が少ないなど移動制約者のニーズを十分に満たしているとは言い難い状況である。また、本年2月の合併による町域の拡大に伴い、地域において利便性の高い交通手段の確保が求められている現状である。このため、福祉有償運送における使用車両をセダン型等の一般車両まで拡大し、多くの高齢者や障害者などの社会参加機会を増加することにより、地域の活性化や地域福祉の充実を図り、豊かで住みよいまちづくりを実現する。	・NPO ボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	豊頃町	豊頃町ふれ愛協働のまち輸送特区	北海道中川郡豊頃町の全域	豊頃町の公共交通として、JR、バス、タクシーなどが利用されているが、バス路線の廃止やタクシー事業者の配置台数が減少している状況である。町では町有バスの運行により対応しているが、依然として交通弱者への移送手段の確保が課題となっている。また、高齢化により介護保険サービス利用者が増加しており、移動制約者に対する輸送サービスへの対応が急務となっている。移動制約者のうち、車いす等を使用する者以外は一般車両の乗降が可能であることから、本計画により福祉有償運送における一般車両の使用拡大を行い、今後の利用者ニーズを踏まえた在宅サービスの充実を図る。	・NPO ボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)

回	分野	申請団体	特区の名称	区域の範囲	概要	認定された規制の特例措置	規制の特定事業の番号
第10回	生活福祉関連	本別町	人にやさしい、温もりある福祉のまち輸送特区	北海道中川郡本別町の全域	本町は、高齢化率が28.5%に達し、要介護認定者や知的障がい者等で福祉車両による輸送を必要としないが、公共交通機関での単独移動が困難な方が増加している。また、本年4月には、第三セクター鉄道が廃線となる状況にもある。そこで、セダン型車両による輸送サービスを提供することにより、移動制約者の移動手段を確保し、在宅生活の長期継続や、家族の介護負担軽減を図る。また、本年2月には、「福祉でまちづくり宣言」を町民と共に宣言しており、本計画の実施により、当町の地域福祉計画の基本理念のひとつである「いつまでも住み続けたい人にやさしい温もりある福祉のまちほんべつ」の実現を目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	足寄町	足寄町子育て安心特区	北海道足寄郡足寄町の全域	本町には現在認可保育所が2箇所、無認可保育所が1箇所あるが、認可保育所では、老朽化が著しいなどの理由で満足の行く対応ができていない。一方、無認可保育園においては近年入所児童数が減少し、ピーク時の半分に満たない状況にある。そうした状況を踏まえ、平成18年度に足寄保育所を改築することを機に3箇所の保育施設を統合するとともに、特例措置を活用し私的契約児を含めた定員設定を可能とすることで、保育を必要とする乳幼児に対する公平・平等な保育機会の提供、幼児教育にふさわしい環境のもとで集団生活における保育体制の整備を図る。このことにより、将来にわたり子育て環境の充実した社会の構築を目指す。	・保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認	913
第10回	生活福祉関連	白糠町	白糠町おたすけ福祉輸送セダン特区	北海道白糠郡白糠町の全域	本町は、高齢者率が26.8%であり、災害時に弱い立場にある高齢者等の情報の共有が不可欠なことから、地域で住民同士が助け合う隣保互助体制の整備を行い、高齢者も暮らしやすいまちづくりを進めてきている。本計画では特例措置を活用することで、地元の社会福祉法人等による輸送体制の構築を促し、高齢者等が安心して外出できるような環境を整備する。これにより高齢者等が住み慣れた地域において健常者とともに安心な在宅生活ができるなど、地域福祉の更なる充実と隣保互助体制の推進を目指す。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)
第10回	生活福祉関連	浦臼町	世界自然遺産のまち羅臼町福祉輸送特区	北海道目梨郡羅臼町の全域	本町は、アイヌ語で「大地の果てる所」を意味する北海道東北端に位置し、平成17年7月世界自然遺産に登録された貴重な自然と人々の生活が共存共生する漁師町である。近年、漁獲量の激減に伴う人口流出等により高齢化が急速に進んでおり、要介護者や身体障害者など公共交通機関の利用が困難な方が増えている。交通手段の乏しい本町において、本特例を活用し、セダン型車両を軸とした福祉輸送サービスを充実させることで、要介護者や障害者等の定期的通院や施設利用等の外出機会を増加し、住みなれた地域でいきいきと生活できる地域づくりを推進する。	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	1206(1216)

出典：構造改革推進本部のホームページ掲載資料に基づき筆者作成

導入事業」と「電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業」であり²¹⁾、情報のインフラ整備による公共サービスの充実とITビジネスの促進を目指しているものである。この特区は、直接的には行政による基盤整備事業を行いやすくするための特区である。したがって、特区の認定により、直接的に民間活力の向上につながるか否かはそれほど明確だとは言えない。なお、この特区で対象となっていた規制緩和は、2005年11月に全国展開することとなったため、特区としての役割は終えている。

稚内市の構造改革特区は、「臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業」であり²²⁾、稚内臨港地域における特区内において、ロシア連邦サハリン州など外国との輸出入を行う者の通関業務を円滑にするため、税関の執務時間外における通関をより軽費のものにしようとするものである。これもどちらかといえば行政による基盤整備を行いやすくする特区であると言えよう。貿易の円滑化という点では民間活力の活用につながるものであるが、臨時開庁そのものは、特区承認以前から行われている。また、全体的な交易の増大は、国際フェリーターミナルの設置など、他の行政事業と組み合わせられたときにもたらされるものであり、この特区事業単独での効果を測定するのは難しい。

清水町の構造改革特区は、「文化のまちの心の教育特区」であり²³⁾、その実質は、小学校低学年における少人数学級の設置を目的とした町費負担による教職員の任用特区である。この特区も、いわば行政の事業を円滑に行うための特区であり、その効果を明示的に測定することは困難であると言えよう。

3. 南幌町「企業立地促進特区」

(1) 南幌町の構造改革特別区域計画

以上のように、北海道においても相当数の構造改革特区申請が行われ、多くが認定を受けている。その具体例として、南幌町「企業立地促進特区」を取り上げて、検討してみよう。この特区を取り上げるのは、北海道の構造改革特区としてはかなり早い段階での特区認定であること、特区で認められた事業の成否を比較的容易に把握できるものであることのためである。

南幌町の「企業立地促進特区」は、土地開発公社が、企業のニーズにあった事業用借地権を設定し、賃貸するという内容の特区である²⁴⁾。その概要は、以下の通りである。

南幌町の構造改革特別区域である「南幌工業団地」は、新千歳空港や札幌市へ約40分の距離にある。また、石狩湾新港・苫小牧港のほぼ中間に位置している。「陸・海・空」いずれの交通手段に対しても十分に対応できるアクセスの良さから、道央圏における物流の拠点として好立地条件のもと、利便性が高く、物の製造から流通・サービスといった総合的で魅力的な物流サービスが提供できる環境にあるといえる。この適地をより企業に提供しやすくすることを目的とするのが、「企業立地促進特区」である。

特区の具体的内容は、土地開発公社が「公有地の拡大の推進に関する法律」第17条第1項第2号の規定により造成した土地で南幌町内に所在するものを、工場、事務所その他の業務施設等の用に供するために、分譲ではなく、事業用借地権を設定し賃貸するものである。

「企業立地促進特区」は、構造改革特別区域計画第2弾のなかの一つとして、2003年5月20日に認定され、同月23日に認定書が交付された。

なお、この特区で行われていた規制緩和措置は、2005年から全国展開が行われることとなり、発展的に解消されている。

(2) 南幌工業団地への企業進出状況

南幌工業団地への企業進出状況は、下記の表3の通りである。

この表からわかるように、2003年に特区として認定されたものの、その後の企業進出は芳しくなく、特区認定された、事業用借地権を設定し賃貸された例はない²⁵⁾。

(3) 南幌町における「企業立地促進特区」の意義と限界

南幌町の「企業立地促進特区」は、買い取りのリスクを避けたいが、賃貸ならば借りて進出したいと考える企業を誘致することを目的としていた。わずか2年ほどで、この特区は全国展開がなされることとなり、特区としての役割は終えた。全国展開がなされたとい

うことは、この特区の目指した規制緩和が全国的にも要望される普遍性をもった規制の緩和であったといえることができる。

しかし、特区として認定されはしたものの、現実には、工業団地を賃貸借する企業を誘致することができていない。このことは、単純な規制緩和が、ただちに企業立地や経済の活性化を促進するわけではないことを物語っている。南幌町も企業立地には相当に力を入れた政策展開を行っているものの、現実はかなり厳しいということであろう。

4. 構造改革特区の意義

構造改革特区の当初の目的は、経済の低迷を、地方の主導による規制緩和によって打破しようとする試みであった。全国的に言えば、景気回復は順調に進んできたと言える。その意味では、この政策は成功したと言えるかもしれない。全国的には景気は上昇基調であるが、北海道においてはようやく底を打ったというレベルであろう。したがって、北海道においては、特区認定件数が多い割には、景気回復にはつながらなかったと言える。

表3 南幌工業団地用地取得工場等

会社名・工場名	製品名	本社所在地	用地取得年月	工場建設年月
永井工業(株)	セメント製品製造業	河西郡中札内村	1981.11	1982.06
三基開発(株)南幌チップ工場	その他の木製品製造業	札幌市	1984.04	1984.09
いずみ産業(株)	その他の卸売業	千葉県我孫子市	1995.12	1996.05
(株)シリックス	シリカ化合物	空知郡南幌町	貸与	
岩田建設(株)	一般土木建築工事業	札幌市	1996.07	
(株)輝建	コンクリートポンプ圧	空知郡南幌町	2000.10	2000.10
越浦パイプ(株)	ビニールハウスパイプ	空知郡南幌町	2002. 1	2003.07
(有)山全基工	コンクリートパイル施工	空知郡南幌町	2002.05	2002.05
大富工業(株)	プラスチック製品の原料	札幌市	2005. 1	2005. 7

出典：南幌町資料

一方、構造改革特別区域計画のもう一つのねらいである地方分権に関してみると、確かに、地方主導による特区提案や特区申請により、国の府省の権限移譲を行うという画期的な制度であったことは評価できるかもしれない。従来の全国一律の規制を地方の自主性により緩和し、地方の活性化を目指すという目的は悪くはなかった。しかし、国家予算に関わる規制は対象にならないなど、地方側から見て、それほど使い勝手の良い制度であるとは言えない側面もあった。その後、「地域再生計画」が認められるようになり、予算に関連する規制緩和も行われるようになってきているので、その影響を見極める必要があるだろう。

地方分権の視点から構造改革特区を検証すると、特定の地域に認められる規制緩和があるとすれば、それはその地域の特殊性を相当程度に勘案したものでなければならないだろう。特殊な状況になくとも特別区域として認定するということは、全国的に当該規制緩和が展開されても問題ないことを意味している。構造改革特区開始以来4年間ほどの状況を見れば、中央府省が保持する必要のなかった規制を長年にわたって行ってきたことを示していると言っても良さそうである。

具体的に見てみると、2003年の最初の認定以来、847件の認定特区中215件の特区が全国化により廃止されている²⁶⁾。特区認定に対する全国化による廃止件数は、したがって、25.4%に上っていることになる。これらは、同一の規制緩和による一斉廃止を含んだ件数なので、これがただちに規制緩和件数となっているわけではないとはいえ、このほかにも部分的な規制緩和内容の全国化により、当初の特区認定に盛り込まれていた規制緩和のい

くつかが全国化により廃止され、残りの規制緩和を継続している特区も相当数存在する。

このように、わずか4年ほどの間に全国化が行われた規制緩和が相当数に上っている。このことから、地方分権の推進に構造改革特区が役だったとも言えるし、逆に言えば、中央府省が行わなくても問題のない規制がそれだけ数多く存在していたことを意味しているとも言える。

こうした構造改革特区と地域再生計画を圏域的に拡大して行おうとしているのが、2006年通常国会に提出されたいわゆる「道州制特区法案」²⁷⁾であるといえることができるのかどうかは、北海道の視点からは重要であるが、それについては、稿を改めて論ずることとしたい。

(本稿は、北海学園大学開発研究所『北海道における発展条件の創出に関する研究』の一環として行われたものである。調査に御協力いただいた各方面の方々に感謝申し上げる次第である。)

註

- 1) 法律上「構造改革特別区域」というのが正式な名称であるが、一般には「構造改革特区」と呼び習わされているので、本論文でも、固有名詞や法律上の文言として表記する必要がある場合を除き「構造改革特区」と記載することとする。
- 2) 構造改革特別区域法第一条全文は、以下のよう規定となっている。「この法律は、地方公共団体の自営性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、

社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。」

- 3) 岡先雅史「構造改革特別区域制度について」『都市問題研究』第55巻第5号、2003年5月、87頁、参照。なお、以下のまとめは、引用文献の意図を損ねない範囲で筆者が内閣府資料なども参考にしながら論旨をたどったものである。
- 4) 同上、88頁。
- 5) 同上。
- 6) 東京市政調査会研究室「東京市政調査会研究室2005～2006年度自主共同研究プロジェクト 構造改革特区と国・地方関係に関する総合的研究（中間報告）」『都市問題』第97巻第4号、2006年4月、94頁。
- 7) 同上。
- 8) <http://www.wagamachigenki.jp/saisei/index.html>を参照。
- 9) 以下に記載する手続きについては、東京市政調査会研究室、前掲、94-6頁に詳しく掲載されている。本稿の記載もこれを参考にした。
- 10) 同上、96頁。
- 11) 岡先雅史、前掲、88-91頁参照。
- 12) ヒアリング状況報告書によれば、太田弘子は「これからは対等な競争環境の下で事業者間の競争を促進して、利用者が選択できるようにする。特に急がれる場合には「規制緩和特区」も検討すべきである。」と述べている。経済財政諮問会議『経済活性化戦略 ヒアリング状況報告』2002年3月15日第7回経済財政諮問会議提出資料。
- 13) 平沼議員というのは当時の平沼赳夫経済産業大臣である。
- 14) この答申（いわゆる『骨太方針2002』）には「構造改革特区の導入等」として、以下の文言が含まれた。「進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、『構造改革特区』の導入を図る。こうした地域限定の構造改革を行うことで、地域の特性が顕在化したり、特定地域に新たな産業が集積するなど、地域の活性化にもつながる。構造改革特区については、多くの府省に関係する新たな手法の施策でもあり、内閣官房に推進のための組織を設け、総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、地方公共団体の具体的な提案等を踏まえて制度改革の内容等の具体化を推進する。」、第18回経済財政諮問会議（2002年6月21日）提出資料『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002』、17-8頁参照。
- 15) <http://www8.cao.go.jp/kisei/siryo/020723/>参照。
- 16) 同説明会の議事次第（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/kouhyou/020726/index.html>）参照。
- 17) 第1次提案では249の自治体等（地方自治体231、民間18）から426件の提案がなされ、この中には903項目の規制改革事項が含まれていた。内閣官房構造改革特区推進室『構造改革特区について』2003年1月、5頁。
- 18) <http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2002/1011/item1-1-2.pdf>を参照。なお、特区において実施する規制特例措置は別表1に93件、また、全国において実施する規制改革項目は別表2に111件がまとめられている。自治体等からの提案のうち、今回は特区として実施されないとされたものは、141件で、そのうち今後引き続き検討を要するものとされたものが112件、担当省庁が全国で実施する方向で検討するとしているものが29件であった。また、提案のうち、現行で対応可能と考えられるものとされたものが311件、その他事実誤認、税の減免・補助金関連等が247件であった。これらの集計数値は、内閣官房構造改革特区推進室『構造改革特区について』前掲による。なお、鴻池臨時議員とは、当時の鴻池祥肇構造改革特区担当大臣である。
- 19) 第1回は第1弾、第2弾と二回に分けて認定されたので、別表ではそれを分割している。
- 20) 石狩市『構造改革特別区域計画』参照。
- 21) 岩見沢市『構造改革特別区域計画』参照。
- 22) 稚内市『構造改革特別区域計画』参照。
- 23) 清水町『構造改革特別区域計画』参照。
- 24) 南幌町『構造改革特別区域計画』参照。
- 25) 2006年5月に行った南幌町担当者への問

い合わせの回答による。

26) このほかに 2 件が取り下げなどにより取り消されている。

27) 正式法案名は「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」である。

追記：

本稿脱稿後、7 月に第 11 回の特区認定が行われた。この認定では、北海道ではあらたに認定された特区はゼロであった。なお、全国化により、特区ではなくなったものが北海道では 10 件あり、北海道の構造改革特区は合計 81 件となっている。全国では、新たな認定が 31 件、全国化等による廃止が 88 件で、合計の特区数は、573 件となった。